

平成20年8月29日

橿原市水道局

建設工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)

運用マニュアル(暫定版)について

このことについて、「単品スライド(増額)の運用基準について」(平成20年8月22日)で通知した運用基準の詳細については、「奈良県土木部建設工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成20年8月6日)」(以下「奈良県マニュアル」という。)を適用し、下記の事項に関し別紙のとおり読み替えて準用します。尚、別紙の事項以外については、「奈良県マニュアル」によるものとします。

記

1. 読み替え事項 : 目次、4 - 1、4 - 2、4 - 3、4 - 4、(参考資料)

目 次

3 - 4 単価(実勢価格の算定)	………… 20
3 - 4 - 1 変動前の価格の決定方法	………… 20
3 - 4 - 2 変動後の実勢価格の決定方法	………… 20
3 - 4 - 3 変動後の実勢価格の決定方法	………… 21
3 - 5 購入価格の評価方法	………… 21
3 - 6 変動額の算定	………… 22
3 - 7 算出例	………… 22
3 - 7 - 1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	………… 22
3 - 7 - 2 機材運搬に係る燃料油の算出方法	………… 23
3 - 7 - 3 直接工事費に計上される運搬費	………… 27
3 - 7 - 4 計算事例	………… 28
第4章 請求等手続き及び提出様式	………… 29
4 - 1 請求時期	………… 29
	<u>別紙による</u>
4 - 2 協議の手続き	………… 29
	<u>別紙による</u>
4 - 3 既済部分検査	………… 30
	<u>別紙による</u>

4 - 4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い …… 30

別紙による

(参考資料)

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式 …… 31

別紙 橿原市水道局様式(単品スライド受注者用による)

注)本資料の取り扱いについて

「単品スライド(増額)の運用基準について」(平成20年8月29日)で通知した運用基準の詳細について、「奈良県土木部建設工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成20年8月6日)」(以下「奈良県マニュアル」という。)を適用し、別紙のとおり読み替えて準用します。尚、別紙の事項以外については、「奈良県マニュアル」によるものとします。

本資料は、単品スライド条項の運用について各担当者の認識の共有化を図るため、橿原市水道局水道工事を念頭に、一般的な考え方を整理したものである。

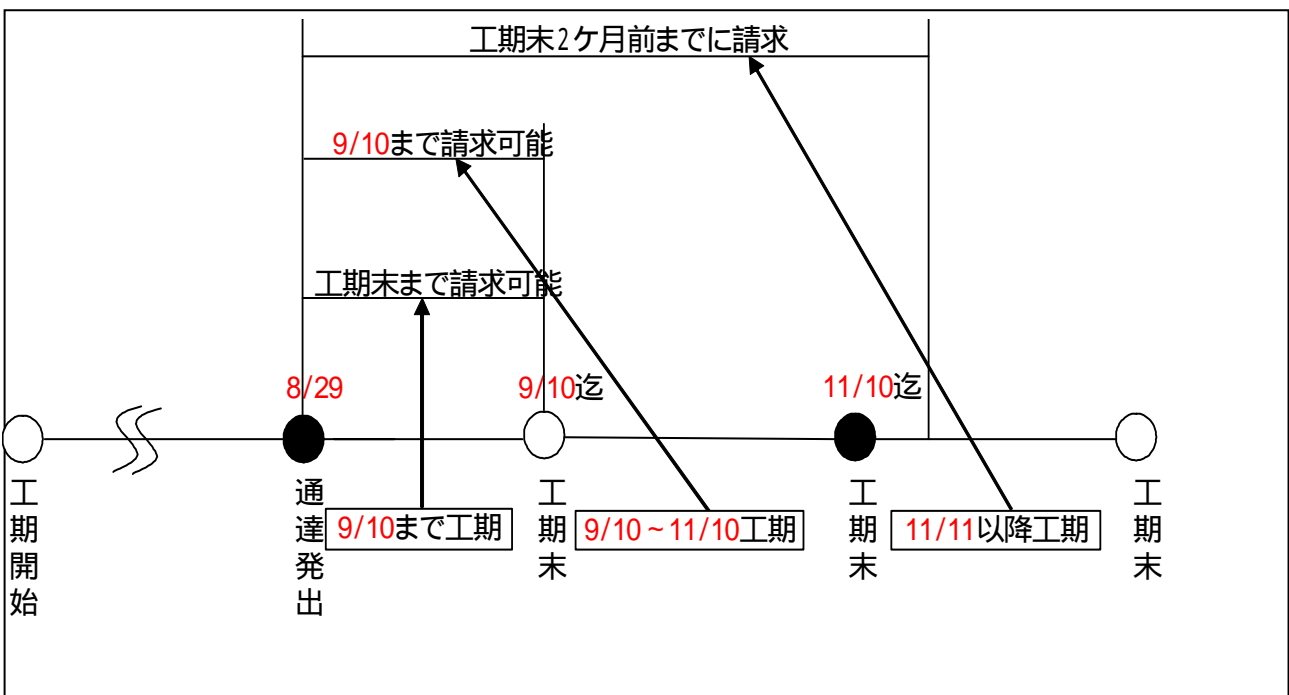
また、今後の単品スライド条項の協議の事例等を踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行うとともに、さらに分かりやすいものとする予定である。

第4章 請求等手続き及び提出様式

4 - 1 請求時期

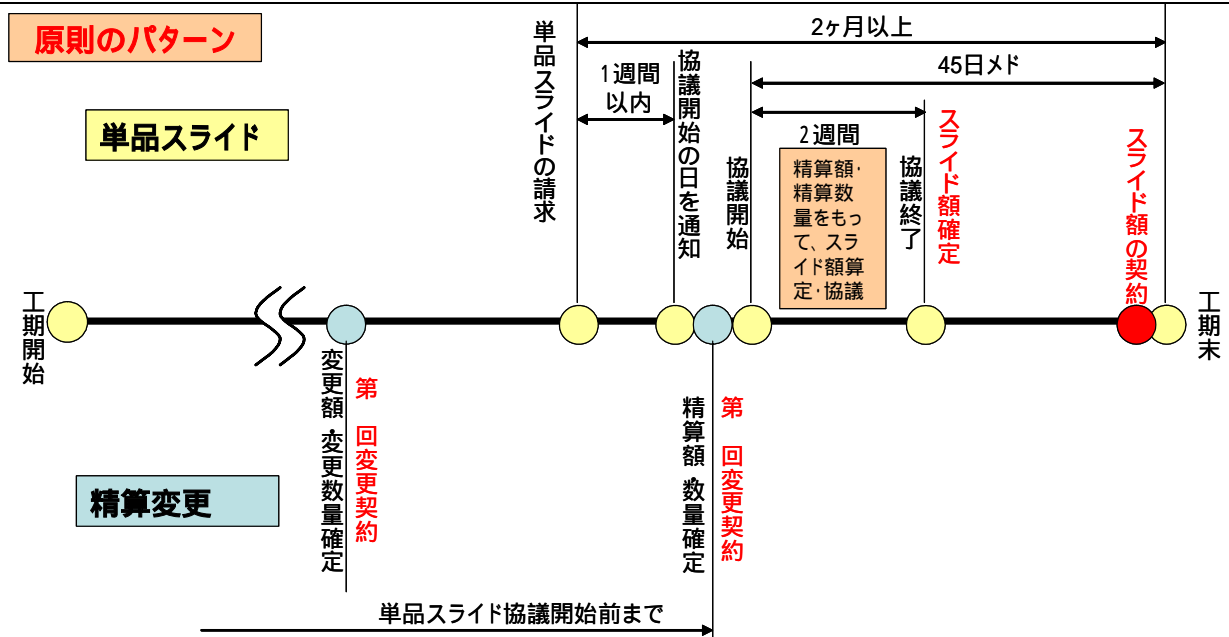
- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・周知期間等を考慮した緩和措置として、工期末が平成20年11月10日以前の工事は、工期内であれば平成20年9月10日まで請求を行う。

- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。しかしながら、通達発出後の周知期間等も必要であることを考慮し、8 / 29現在工事中で、工期末が 11 / 10 以前の工事は、工期内であれば9 / 10まで請求することができることとする。
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直前で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、甲乙協議の上、適切に措置する必要がある。



4 - 2 協議の手続き

- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることが望ましい。(原則)
- ・その後、甲乙協議の上でスライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。



- ・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、**請負者**や**工事主管課**とも十分調整の上実施すること。

4 - 3 既済部分検査

・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

・**平成20年8月29日**以降に既済検査を実施する場合は、その部分について請負者がスライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を甲に請求する際、その旨を「**工事出来形検査請求書**」(**契約書第 37 条関係**)に併せて記載する。なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。

別紙

4 - 4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

・**平成20年8月29日**以降に部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

・指定部分の工期が**11月10日**以前のものについては、4 - 1と同様に扱う。